

## 東京大学大学院理学系研究科・理学部小柴ホール使用内規

平成16年 9月15日制定  
平成19年 3月 7日改正  
平成19年 6月20日改正  
平成24年 3月 9日改正  
平成27年 3月 3日改正  
令和 6年 2月14日改正

### (目的)

第1条 この内規は、東京大学大学院理学系研究科・理学部小柴ホール(以下「ホール」という。)規則第4条に基づき、ホールの使用について必要な事項を定めることを目的とする。

### (使用日・時間)

第2条 ホールの使用日は通年とする。ただし、12月28日から翌年1月4日までの期間を除く。

2 ホールの使用時間は、原則として午前9時00分から午後5時00分までとする。

### (使用の範囲)

第3条 ホールは、次の用途に使用することができる。

- (1) 東京大学大学院理学系研究科及び理学部(以下「本研究科等」という。)が主催する会議等の会合
- (2) 本研究科等の専攻、施設及びセンターが主催する会議等の会合
- (3) 本研究科等の教授又は准教授が主催する会議
- (4) 本研究科等の教授若しくは准教授が関係する学会その他の学術団体が主催する学術に関する会合
- (5) 本学他部局の教職員が主催する会議、関係する学会その他の学術団体が主催する学術に関する会合
- (6) 前各号に定めるもののほか、研究科長が適当と認めた会合等

### (使用者の範囲)

第4条 ホールを使用することができる者は、原則として本研究科等の教職員及びその紹介を受けた者並びにホールで開催される会合に参加する者とする。

### (使用申込み)

第5条 第3条で定める会合等を主催する団体等を代表し使用の責任を負う者(以下「使用責任者」という。)は、所定の使用申込書に記載し、使用希望日の原則1ヶ月前までに研究科長に願い出て、その許可を得なければならない。

2 ホールの使用の申込みは、次の区分に従い所定の日以後受け付けるものとする。

- (1) 本研究科等が主催する会議及び行事 随時
- (2) 本研究科等の教授又は准教授が主催する国際会議 使用希望日の2年前の日
- (3) 本研究科等の教授又は准教授が主催する会議、関係する学会その他の学術団体が主催する学術に関する会合 使用希望日の1年前の日
- (4) 本研究科等の専攻及び施設並びにセンターが主催する会議等の会合 使用希望日の6月前の日

- (5) 本学他部局の教職員が主催する会議、関係する学会その他の学術団体が主催する学術に関する会合 使用希望日の3月前の日
  - (6) 研究科長が適当と認めた会合等 随時
- 3 本研究科等の教授又は准教授以外の者が第1項の手続きをするには、本研究科等の教授若しくは准教授、又は事務部長若しくは課長の紹介を要する。
- 4 前項の規定により紹介者となった教職員は、当該使用責任者がこの内規に従わない場合は、当該使用責任者に連絡若しくは必要な指導等を行い、又はその責務を代行しなければならない。

(使用許可)

第6条 適切な使用申込書の提出がされたときは、同一日時での使用時間の重複がない場合に限り、速やかに使用の許可を与えるものとする。ただし、会合の区分についての疑義がある場合又は既存の基準によって決定できないときは、研究科長の判断により使用許可を与えるものとする。

(使用許可の取消)

第7条 研究科長は、使用申込書に記載された事項が事実と反するときは、すでに許可された使用許可を取消することができる。

(使用料等)

- 第8条 使用責任者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。
- 2 使用時間を超過した場合は、超過時間分の使用料を徴収する。
  - 3 使用責任者がその使用を取消す場合には、別表に定める取消料を納付しなければならない。ただし、天災、事変その他不可抗力により使用不可能になったときはこの限りではない。

(原状回復)

- 第9条 使用責任者は、使用后直ちにゴミ等の整理をし、使用前の状態に復さなければならない。なお、設備及び備品等を毀損又は滅失したときは、使用責任者がこれを弁償しなければならない。
- 2 ホール等を使用する者は、原則として机、椅子等の備品を室外に移動してはならない。
  - 3 ホール内での飲食は禁止する。

(管理のための出入り)

- 第10条 次の各号に定める場合には、使用中であっても随時立入ることができる。
- (1) 停電等ホールの設備の故障のとき
  - (2) 火災、地震等非常災害の発生したとき
  - (3) ガラスの破損等建物が毀損したとき
  - (4) 急病人等の措置のとき
  - (5) 使用者から立入り要請があったとき
  - (6) その他、管理上特に必要と認めたとき

附 則

この内規は、平成16年9月15日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成19年6月20日から施行する。

附 則

この内規は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和6年2月14日から施行する。

別表(第 8 条関係)

東京大学理学系研究科・理学部小柴ホール使用料等

1. 使用料

区分	1 時間	1 日 (9 時から 17 時)
学外	<u>15,000 円</u>	<u>110,000 円</u>
学内	<u>10,000 円</u>	<u>74,000 円</u>
理学系研究科内	2,500 円	18,000 円

- (1) 使用料の計算は1時間単位で行うものとし、1時間未満の場合は1時間とする。
- (2) 学外・学内・理学系研究科内の使用料金適用は、使用予定人数の構成比による。  
(構成比：過半数)
- (3) 外部資金より支出するシンポジウム等の会合は原則学外扱いとし、研究科長の判断により学内扱いとすることができる。

2. 取消料

区分	金額
使用日前 1 月以内	使用料の 30%
使用日前 14 日以内	使用料の 50%
使用日当日	全額

(100 円未満の端数は、100 円に切り上げて計算する)

3. 使用料等の適用

上記の使用料及び取消料は、令和 6 年 8 月 1 日の使用申込受付分から適用する。